

Ⅱ-2. 真空電子デバイス等電子デバイス

Ⅱ-2-1. 様式選択ガイド

利用に際しては関係法令を熟知の上、下記の項目に対応する適切な様式を選択してください。

[種類]	[関係省令番号]	[パラメータシート様式番号]
<汎用電子デバイス>		
マイクロ波用真空電子デバイス	進行波真空電子デバイス	第6条第二号イ(一)、(三)、(四)
	クロスフィールド増幅真空電子デバイス	第6条第二号イ(二)、(三)、(四)
	デュアルモードで操作可能なもの	第6条第二号イ(三)、(四)
マイクロ波用真空電子デバイス用熱電子陰極		第6条第二号ロ
マイクロ波用デバイス (真空電子デバイスを除く)	モノリシックマイクロ波集積回路増幅器	第6条第二号ハ
	ディスクリートトランジスタ	第6条第二号ニ
	固体増幅器、組立品・モジュール	第6条第二号ホ
	帯域通過フィルター	第6条第二号ヘ
	帯域阻止フィルター	第6条第二号ト
	ハーモニックミキサ、コンバータ	第6条第二号リ
	真空電子デバイスを内蔵する マイクロ波用電力増幅器	第6条第二号ヌ
	マイクロ波用電力モジュール	第6条第二号ル
	発振器又は発振機能を有する組立品	第6条第二号ワ
	周波数シンセサイザーを用いた電子組立品	第6条第二号ヰ
	送受信モジュール、送信用MMIC、 送信モジュール及び送信用MMIC	第6条第二号カ
弾性波デバイス		第6条第三号
超電導材料を用いた装置(電子素子又は電子回路)		第6条第四号
超電導電磁石(ソレノイドコイル形のものを含む)		第6条第七号
セル	一次セル	第6条第五号イ
	二次セル	第6条第五号ロ
太陽電池セル		第6条第七号の二
パルス用コンデンサ		第1条第四十九号
高電圧用コンデンサ		第6条第六号
回転入力型のアブソリュートエンコーダ		第6条第八号
パルス出力切換えサイリスターデバイス、サイリスターモジュール		第6条第八号の二
電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール		第6条第八号の三
電気光学効果を利用する光変調器		第6条第八号の四
<専用電子デバイス>		
他の貨物に使用するように特別に設計したもの又は他の貨物と同じ機能特性のもの		6D-SD
<その他>		
表示デバイス (モジュールを含む)	陰極線管	第9条等
	蛍光表示管	
	液晶表示素子	
	プラズマディスプレイパネル	
	ELディスプレイパネル	
	その他の表示デバイス	
医療用除外	医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたもの	0-01貨

<補足>

- 汎用集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号イの規制対象貨物である。様式6-1-13でも判定すること。
- 極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号カの規制対象貨物である。様式:6-1-1-CRYOでも判定すること。

マイクロ波用デバイス

モノリシックマイクロ波集積回路増幅器

(MMIC増幅器)(注1)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ハ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式:6D-5

(1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注2)	2(注3、4、5、6)		3(注3、4、5、6)		4(注3、4、5、6)		備考(注7)	判定(注9)
	チェック項目	動作周波数 \leq 2.7GHzのものか	GHz<動作周波数 \leq GHz		GHz<動作周波数 \leq GHz		GHz<動作周波数 \leq GHz			
			①	②	①	②	①	②		
判定基準	(非)=はい	(該): W超 又は(該)	W以下 dBm超 dBm以下	(該)>	(該): W超 又は(該)	W以下 dBm超 dBm以下	(該)>	(該): W超 又は(該)	W以下 dBm超 dBm以下	(該)>

注釈

- 注1. 省令第6条第二号カに該当する集積化された移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。
- 注2. チェックグループ1が(非)の場合、その貨物は非該当であり、2以降のチェックグループは記入不要。
- 注3. 動作周波数をチェックグループ2に記入する。動作周波数が複数範囲にまたがる場合には、チェックグループ3、4、5、6、7を利用する。(チェックグループ5、6、7は様式6D-5(別紙2)参照。)
- 注4. チェックグループ2は①及び②の双方が(該)の場合、その貨物は該当。チェックグループ3、4、5、6、7も同様。
- 注5. 動作周波数が貨物等省令第6条第二号ハ(四)又は(八)にあたる場合、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値の記入を省略してもよい。その場合①のみで判定し、①が(該)の場合、その貨物は該当。
- 注6. 動作周波数が2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。
- 注7. 動作周波数を備考欄に記入する。なお、帯域を有する場合は、帯域を記入する。
- 注8. デービーエム表現(dBm) $=10 \times \log(\text{ピーク飽和出力値(単位:mW)})$
- 注9. 当該項目に該当する貨物で、窒化ガリウム(GaN)を使用している場合、特別一般包括輸出許可を適用できる仕向地が限定されるのでご注意ください。
- 注10. 貨物等省令第6条第一号イの規制対象貨物である。様式6-1-13でも判定すること。
- 注11. 極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号カの規制対象貨物である。様式:6-1-CRYOでも判定すること。

マイクロ波用デバイス

モノリシックマイクロ波集積回路増幅器 (周波数選択用別紙)(注1)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ハ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式: 6D-5(別紙1)

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

省令番号	(注1)	最低周波数 [GHz]超	最高周波数 [GHz]以下	瞬時帯域幅/ 中心周波数 [%]超	ピーク飽和出力値[W]		ピーク飽和出力値[dBm]	
					[W]超	[W]以下	[dBm]超	[dBm]以下
省令第6条第二号ハ(一)1	<input type="checkbox"/>	2.7	2.9	15	75	300	48.75	54.8
省令第6条第二号ハ(一)2	<input type="checkbox"/>	2.9	3.2	15	55	300	47.4	54.8
省令第6条第二号ハ(一)3	<input type="checkbox"/>	3.2	3.7	15	40	300	46	54.8
省令第6条第二号ハ(一)4	<input type="checkbox"/>	3.7	6.8	15	20	120	43	50.8
省令第6条第二号ハ(一)5	<input type="checkbox"/>	2.7	3.7	15	300	上限無し	54.8	上限無し
省令第6条第二号ハ(一)6	<input type="checkbox"/>	3.7	6.8	15	120	上限無し	50.8	上限無し
省令第6条第二号ハ(二)1	<input type="checkbox"/>	6.8	8.5	10	10	25	40	44
省令第6条第二号ハ(二)2	<input type="checkbox"/>	8.5	12	10	5	25	37	44
	<input type="checkbox"/>	12	16	10	5	上限無し	37	上限無し
省令第6条第二号ハ(二)3	<input type="checkbox"/>	6.8	12	10	25	上限無し	44	上限無し
省令第6条第二号ハ(三)	<input type="checkbox"/>	16	31.8	10	3	上限無し	34.77	上限無し
省令第6条第二号ハ(四)	<input type="checkbox"/>	31.8	37	条件無し	0.1ナノ	上限無し	-70	上限無し
省令第6条第二号ハ(五)	<input type="checkbox"/>	37	43.5	10	1	上限無し	30	上限無し
省令第6条第二号ハ(六)	<input type="checkbox"/>	43.5	75	10	31.62ミリ	上限無し	15	上限無し
省令第6条第二号ハ(七)	<input type="checkbox"/>	75	90	5	10ミリ	上限無し	10	上限無し
省令第6条第二号ハ(八)	<input type="checkbox"/>	90	上限無し	条件無し	0.1ナノ	上限無し	-70	上限無し

(注2)

(注2)

(注2)

注 釈

注1. 様式6D-5(別紙1)は必要に応じて添付する。添付する場合には、対応する動作周波数をチェックする。
注2. 当省令番号に該当するものは、輸出貿易管理令別表第三の三にも該当する。

マイクロ波用デバイス

モノリシックマイクロ波集積回路増幅器 (周波数範囲追加用別紙)(注1)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ハ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式: 6D-5(別紙2)

(1/1)

GISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	5(注2、3、4、5)		6(注2、3、4、5)		7(注2、3、4、5)		備考 (注6)
	チェック項目	GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		
		①	②	①	②	①	②	
		ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注7)	瞬時帯域幅を中心 周波数で除した値 (%)	ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注7)	瞬時帯域幅を中心 周波数で除した値 (%)	ピーク飽和出力値 (W又はdBm)(注7)	瞬時帯域幅を中心 周波数で除した値 (%)	
判定基準	(該): W超 W以下 又は(該) dBm超 dBm以下	(該)>	(該): W超 W以下 又は(該) dBm超 dBm以下	(該)>	(該): W超 W以下 又は(該) dBm超 dBm以下	(該)>		
注釈	注1. 周波数範囲が様式6D-5でおさまらない場合は、様式6D-5(別紙2)を使用する。 注2. 動作周波数をチェックグループ5に記入する。動作周波数が複数範囲にまたがる場合には、チェックグループ6、7を利用する。 注3. チェックグループ5は①及び②の双方が(該)の場合、その貨物は該当。チェックグループ6、7も同様。 注4. 動作周波数が貨物等省令第6条第二号ハ(四)又は(八)にあたる場合、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値の記入を省略してもよい。その場合①のみで判定し、①が(該)の場合、その貨物は該当。 注5. 動作周波数が2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。 注6. 動作周波数を備考欄に記入する。なお、帯域を有する場合は、帯域を記入する。 注7. デービーエム表現(dBm) = 10 × log(ピーク飽和出力値(単位:mW))							

マイクロ波用デバイス

マイクロ波用固体増幅器又はこれを含む組立品若しくはモジュール(注8、注9)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ホ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

パラメータシート

様式: 6D-7

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注1)	2(注2、3、4、5)		3(注2、3、4、5)		4(注2、3、4、5)		5(注2、3、4、5)		備考(注6)	判定(注10)
	チェック項目	動作周波数 \leq 2.7GHzのものか	GHz<動作周波数 \leq GHz		GHz<動作周波数 \leq GHz		GHz<動作周波数 \leq GHz	GHz<動作周波数 \leq GHz	GHz<動作周波数 \leq GHz	GHz<動作周波数 \leq GHz		
			①	②	①	②	①	②	①	②		
			ピーク飽和出力値 (W又はdBm) (注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	ピーク飽和出力値 (W又はdBm) (注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	ピーク飽和出力値 (W又はdBm) (注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	ピーク飽和出力値 (W又はdBm) (注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)		
判定基準	(非) =はい	(該)> W 又は(該)> dBm	(該)> W (該)>	(該)> W (該)>	(該)> W (該)>	(該)> W (該)>	(該)> W (該)>	(該)> W (該)>				

注釈

- 注1. チェックグループ1が(非)の場合、その貨物は非該当であり、2以降のチェックグループの記入は不要。
- 注2. 動作周波数をチェックグループ2に記入する。動作周波数が複数範囲にまたがる場合には、チェックグループ3、4、5、6、7、8を利用する。(チェックグループ6、7、8は、様式: 6D-7(別紙2)参照。)
- 注3. チェックグループ2は①及び②の双方が(該)の場合、その貨物は該当。チェックグループ3、4、5、6、7、8も同様。
- 注4. 動作周波数が貨物等省令第6条第二号ホ(三)及び(五)3の場合、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値の記入を省略してもよい。その場合①のみで判定し①が(該)の場合、その貨物は該当。
- 注5. 動作周波数が2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。
- 注6. 動作周波数を備考欄に記入する。なお、帯域を有する場合は、帯域を記入する。
- 注7. デービーエム表現(dBm) = $10 \times \log(\text{ピーク飽和出力値(単位: mW)})$
- 注8. マイクロ波用固体増幅器において、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミキサ又はコンバータを除く。
- 注9. マイクロ波用固体増幅器を含むモジュールにおいて、送受信モジュール及び送信モジュールを除く。
- 注10. 当該項目に該当する貨物で、窒化ガリウム(GaN)を使用している場合、特別一般包括輸出許可を適用できる仕向地が限定されるのでご注意ください。
- 注11. 集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号イの規制対象貨物である。様式6-1-13でも判定すること。
- 注12. 極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号カの規制対象貨物である。様式: 6-1-CRYOでも判定すること。

マイクロ波用デバイス

マイクロ波用固体増幅器又はこれを含む組立品若しくはモジュール(注1、注2)
(周波数選択用別紙)
<MMICは様式6D-5を使用のこと>

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ホ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式:6D-7(別紙1)

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

省令番号	(注3)	最低周波数 [GHz]超	最高周波数 [GHz]以下	瞬時帯域幅/中心周波数 [%]超	ピーク飽和出力値 [W]超	ピーク飽和出力値 [dBm]超
省令第6条第二号ホ(一)1	<input type="checkbox"/>	2.7	2.9	15	500	57
省令第6条第二号ホ(一)2	<input type="checkbox"/>	2.9	3.2	15	270	54.3
省令第6条第二号ホ(一)3	<input type="checkbox"/>	3.2	3.7	15	200	53
省令第6条第二号ホ(一)4	<input type="checkbox"/>	3.7	6.8	15	90	49.54
省令第6条第二号ホ(二)1	<input type="checkbox"/>	6.8	8.5	10	70	48.45
省令第6条第二号ホ(二)2	<input type="checkbox"/>	8.5	12	10	50	47
省令第6条第二号ホ(二)3	<input type="checkbox"/>	12	16	10	30	44.77
省令第6条第二号ホ(二)4	<input type="checkbox"/>	16	31.8	10	20	43
省令第6条第二号ホ(三)	<input type="checkbox"/>	31.8	37	条件無し	0.5	27
省令第6条第二号ホ(四)	<input type="checkbox"/>	37	43.5	10	2	33
省令第6条第二号ホ(五)1	<input type="checkbox"/>	43.5	75	10	0.2	23
省令第6条第二号ホ(五)2	<input type="checkbox"/>	75	90	5	20ミリ	13
省令第6条第二号ホ(五)3	<input type="checkbox"/>	90	上限無し	条件無し	0.1ナノ	-70

注釈

注1. マイクロ波用固体増幅器において、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミキサ又はコンバータを除く。

注2. マイクロ波用固体増幅器を含むモジュールにおいて、送受信モジュール及び送信モジュールを除く。

注3. 様式:6D-7(別紙1)は必要に応じて添付する。添付する場合には、対応する動作周波数をチェックする。

マイクロ波用デバイス

マイクロ波用固体増幅器又はこれを含む組立品若しくはモジュール(注8、注9)(注1)
(周波数範囲追加用別紙)
<MMICは様式6D-5を使用のこと>

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ホ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印

パラメータシート

様式:6D-7(別紙2)

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	6(注2、3、4、5)		7(注2、3、4、5)		8(注2、3、4、5)		備考(注6)
	チェック項目	GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		GHz<動作周波数≤ GHz		
		①	②	①	②	①	②	
		ピーク飽和出力値(W又はdBm)(注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	ピーク飽和出力値(W又はdBm)(注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	ピーク飽和出力値(W又はdBm)(注7)	瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	
判定基準	(該)> W 又は(該)> dBm	(該)>	(該)> W 又は(該)> dBm	(該)>	(該)> W 又は(該)> dBm	(該)>		

注釈

- 注1. 周波数範囲が様式:6D-7で収まらない場合は、本様式:6D-7(別紙2)を利用する。
注2. 動作周波数をチェックグループ6に記入する。動作周波数が複数範囲にまたがる場合には、チェックグループ7、8を利用する。
注3. チェックグループ6は①及び②の双方が(該)の場合、その貨物は該当。チェックグループ7、8も同様。
注4. 動作周波数が貨物等省令第6条第二号ホ(三)及び(五)3の場合、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値の記入を省略してもよい。その場合①のみで判定し①が(該)の場合、その貨物は該当。
注5. 動作周波数が2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。
注6. 動作周波数を備考欄に記入する。なお、帯域を有する場合は、帯域を記入する。
注7. デービーエム表現(dBm) = $10 \times \log(\text{ピーク飽和出力値(単位:mW)})$
注8. マイクロ波用固体増幅器において、モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミキサ又はコンバータを除く。
注9. マイクロ波用固体増幅器を含むモジュールにおいて、送受信モジュール及び送信モジュールを除く。

ハーモニックミクサ又はコンバータ

(スペクトラムアナライザの周波数帯域を拡張するように設計したもの、信号発生器の動作範囲を拡張するように設計したもの、ネットワークアナライザの動作範囲を拡張するように設計したもの又はマイクロ波用試験受信機の周波数帯域を拡張するように設計したもの)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号リ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

パラメータシート

様式: 6D-11

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1		2(注3)		3(注3)				4(注3)	備考	判定		
		①		②		①		②		③			①	
		周波数帯域 (GHz)	周波数帯域 (GHz)	周波数帯域 (GHz)	出力 (mW又はdBm)	周波数帯域 (GHz)	周波数帯域 (GHz)	出力 (mW又はdBm)	周波数帯域 (GHz)	出力 (mW又はdBm)			周波数帯域 (GHz)	周波数帯域 (GHz)
判定基準	90<(該)	90<(該)	43.5<(該) ≤90	100mW<(該) 又は20dBm<(該) (注2)	110<(該)	43.5<(該) ≤90	31.62mW<(該) 又は15dBm<(該) (注2)	90<(該) ≤110	1mW<(該) 又は0dBm<(該) (注2)	110<(該)				
注釈	注1. 他の貨物に使用するように設計したものを除く。 注2. 100mW=20dBm、31.62mW=15dBm、1mW=0dBm 注3. 以下の7個のチェックグループのいずれかが(該)の場合、その貨物は該当。 (1)1-① (2)2-① (3)2-②-1及び2-②-2 (4)3-① (5)3-②-1及び3-②-2 (6)3-③-1及び3-③-2 (7)4-① 注4. 集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号イの規制対象貨物である。様式6-1-13でも判定すること。 注5. 極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号カの規制対象貨物である。様式: 6-1-CRYOでも判定すること。													

発振器又は 発振機能を有する組立品

※発振器のモジュールも含まれる。

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ヲ

作成責任者：(作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印

パラメータシート

様式:6D-12-3

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注4)	2(注7)			備考	判定
	チェック項目	10Hz ≤ F Hz(注1) ≤ 10kHzのいずれかの周波数範囲において、動作周波数(f MHz)(注2)に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比の仕様値を定めているか	10Hz ≤ F Hz(注1) ≤ 10kHzのいずれかの周波数範囲において動作周波数(f MHz)(注2)に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満となるように保証したもの $20 \log_{10}(f \text{ MHz}) - 20 \log_{10}(F \text{ Hz}) - 126 \text{ dBc/Hz}$				
判定基準		(非) =いいえ	動作周波数(f MHz)	MHz(注3)			
			右記のオフセット周波数における計算値 dBc/Hz	F1: Hz(注5)	F2: Hz(注5)		
		①		②	③		
		(該) 仕様値 < 計算値		(該) 仕様値 < 計算値	F1:F2 (注6)		
			-	-	-		
			-	-	-		
			-	-	-		
			-	-	-		

注釈

注1. Fは、動作周波数からのオフセット周波数の隔たりをいう。(単位はHz)

注2. fは、動作周波数をいう。(単位はMHz)

注3. 動作周波数が固定でないものの動作周波数の決め方

(イ)規格値を定めている貨物は、規格値の最大動作周波数

(ロ)規格値を定めていない貨物は、その貨物の最大動作周波数

注4. チェックグループ1のオフセット周波数のいずれかの周波数範囲において動作周波数に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比の仕様値を定めていない場合は、チェックグループ

1は(非)であり、その貨物は非該当。以降チェックグループ2の記入は不要。

注5. オフセット周波数F1, F2は、カタログで保証されている10Hz以上、10kHz以下のいずれかの周波数を選択する。保証しているオフセット周波数が1つの場合には、F1のみ記載し、F2の欄

の記述は不要。カタログ保証値が3以上ある場合は、保証値が計算値以下になっている方から2つのオフセット周波数を選択してF1, F2に記載する。

注6. チェックグループ2の①②のいずれかが(該)の場合、③に(該)を記入する。

注7. チェックグループ2の③が(該)の場合、その貨物は該当。

注8. 集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号イの規制対象貨物である。様式6-1-13でも判定すること。

注9. 極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、貨物等省令第6条第一号カの規制対象貨物である。様式:6-1-CRYOでも判定すること。

マイクロ波用デバイス

送受信モジュール、送信用MMIC、送信モジュール及び送信用MMIC

(MMIC:モノリシックマイクロ波集積回路)

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号カ (注4)

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印

パラメータシート

様式:6D-12-5

(1/1)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注1)	2(注2)	3(注2)	4(注2)	5(注2)	備考	判定(注3)
	チェック項目	動作周波数 \leq 2.7GHzのものか	505.62を最大動作周波数(GHz)の2乗で除した値	いずれかのチャネルにおける瞬時帯域幅を中心周波数で除した値(%)	送信又は送受信チャネル数(N)と15の積を最小動作周波数(GHz)で除した値	チャネル毎に電子的に位相シフトできるものか		
	計算式							
	判定基準	(非)=はい	(該)ピーク飽和出力値(W)①>計算値②	(該) ≥ 5	(該)平面のいずれかの辺の長さ(cm)① \leq 計算値②	(該)=はい		
			① ②		① ②			
			① ②		① ②			
			① ②		① ②			
			① ②		① ②			
			① ②		① ②			

注釈

注1. チェックグループ1が(非)の場合、その貨物は非該当であり、2以降のチェックグループの記入は不要。
注2. チェックグループ2~5全てが(該)の場合、その貨物は該当。
注3. 当該項目に該当する貨物で、窒化ガリウム(GaN)を使用している場合、特別一般包括輸出許可を適用できる仕向地が限定されるのでご注意ください。
注4. 他の貨物の専用設計品である場合も、親貨物の仕様とともに、本パラメータシートでも判定する。
注5. 送信用MMIC及び送信モジュールは、汎用品の場合、貨物等省令第6条第一号イの規制対象貨物である。様式6-1-13でも判定すること。
注6. 送信用MMIC及び送信モジュールは、極低温で動作するCMOS集積回路である場合、貨物等省令第6条第一号カの規制対象貨物である。様式:6-1-CRYOでも判定すること。